

諮問第 1 号

令和 7 年度

花 卷 市 国 民 健 康 保 険
特 別 会 計 予 算

議案第 号

令和 7 年度花巻市国民健康保険特別会計予算

令和 7 年度花巻市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8, 3 7 3, 5 8 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

花巻市長 上 田 東 一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 国民健康保険税		1,203,898
	1 国民健康保険税	1,203,898
2 使用料及び手数料		750
	1 手数料	750
3 国庫支出金		9,791
	1 国庫補助金	9,791
4 県支出金		6,238,621
	1 県補助金	6,238,620
	2 財政安定化基金交付金	1
5 財産収入		1,389
	1 財産運用収入	1,389
6 繰入金		909,130
	1 他会計繰入金	572,233
	2 基金繰入金	336,897
7 繰越金		1
	1 繰越金	1

款	項	金 額
8 諸収入		千円
		10,004
	1 延滞金、加算金及び過料	3,500
	2 預金利子	1
	3 雑入	6,503
歳 入 合 計		8,373,584

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円
		122,634
	1 総務管理費	71,240
	2 徴税費	50,365
	3 運営協議会費	546
	4 趣旨普及費	1,483
2 保険給付費		6,146,920
	1 療養諸費	5,290,230
	2 高額療養費	836,290
	3 移送費	200
	4 出産育児諸費	15,000
	5 葬祭諸費	5,100
	6 傷病手当金	100
3 国民健康保険事業費納付金		1,946,055
	1 医療給付費	1,292,380
	2 後期高齢者支援金等	499,153
	3 介護納付金	154,522

款	項	金 額
4 財政安定化基金拠出金		千円 1
	1 財政安定化基金拠出金	1
5 保健事業費		138,542
	1 特定健康診査等事業費	125,709
	2 保健事業費	12,833
6 基金積立金		1,389
	1 基金積立金	1,389
7 公債費		42
	1 公債費	42
8 諸支出金		7,001
	1 償還金及び還付加算金	7,001
9 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		8,373,584

令和 7 年 度

花 卷 市 国 民 健 康 保 険
特別会計予算事項別明細書

令和 7 年度 花巻市国民健康保険特別会計歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

歳入

款	本 年 度	
	予 算 額	構 成 比
	千円	%
1 国民健康保険税	1,203,898	14.4
2 使用料及び手数料	750	0.0
3 国庫支出金	9,791	0.1
4 県支出金	6,238,621	74.5
5 財産収入	1,389	0.0
6 繰入金	909,130	10.9
7 繰越金	1	0.0
8 諸収入	10,004	0.1
歳入合計	8,373,584	100.0

前 年 度		比 較 増 減	増 減 率
予 算 額	構 成 比		
千円	%	千円	%
1,166,582	14.1	37,316	3.2
700	0.0	50	7.1
1	0.0	9,790	999.9
6,231,229	75.0	7,392	0.1
423	0.0	966	228.4
896,068	10.8	13,062	1.5
1	0.0	0	0.0
10,201	0.1	△197	△1.9
8,305,205	100.0	68,379	0.8

歳 出

款	本 年 度		前 年 度	
	予 算 額	構 成 比	予 算 額	構 成 比
	千円	%	千円	%
1 総務費	123,634	1.5	107,822	1.3
2 保険給付費	6,146,920	73.4	6,139,812	73.9
3 国民健康保険事業費納付金	1,946,055	23.2	1,902,782	22.9
4 財政安定化基金拠出金	1	0.0	1	0.0
5 保健事業費	138,542	1.7	137,322	1.7
6 基金積立金	1,389	0.0	423	0.0
7 公債費	42	0.0	42	0.0
8 諸支出金	7,001	0.1	7,001	0.1
9 予備費	10,000	0.1	10,000	0.1
歳 出 合 計	8,373,584	100.0	8,305,205	100.0

比 較 増 減	増 減 率	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一般財源
		国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	%	千円	千円	千円	千円
15,812	14.7	21,486		750	101,398
7,108	0.1	6,110,784		10,000	26,136
43,273	2.3				1,946,055
0	0.0				1
1,220	0.9	29,823			108,719
966	228.4			1,389	0
0	0.0				42
0	0.0				7,001
0	0.0				10,000
68,379	0.8	6,162,093		12,139	2,199,352

2 歳 入

1款 国民健康保険税

1項 国民健康保険税

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節	
				区 分	金 額
1 国民健康保険税	千円 1,203,898	千円 1,166,582	千円 37,316	1 医療給付費 分現年課税 分	千円 744,959
				2 後期高齢者 支援金分現 年課税分	320,029
				3 介護納付金 分現年課税 分	99,210
				4 医療給付費 分滞納繰越 分	25,500
				5 後期高齢者 支援金分滞 納繰越分	8,600
				6 介護納付金 分滞納繰越 分	5,600
計	1,203,898	1,166,582	37,316		

2款 使用料及び手数料

1項 手数料

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節	
				区 分	金 額
1 督促手数料	千円 750	千円 700	千円 50	1 督促手数料	千円 750
計	750	700	50		

3款 国庫支出金

1項 国庫補助金

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節	
				区 分	金 額
1 災害臨時特 例補助金	千円 1	千円 1	千円 0	1 災害臨時特 例補助金	千円 1

説 明		千円
調定見込額 収納率	7 7 3, 4 2 2 千円 9 6 . 3 2 %	
調定見込額 収納率	3 3 2, 3 2 5 千円 9 6 . 3 %	
調定見込額 収納率	1 0 5, 3 3 0 千円 9 4 . 1 9 %	

説 明		千円

説 明		千円

3款 国庫支出金

1項 国庫補助金

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節	
				区 分	金 額
2 子ども・子育て支援金制度補助金	千円 9,790	千円	千円 9,790	1 子ども・子育て支援金制度補助金	千円 9,790
計	9,791	1	9,790		

4款 県支出金

1項 県補助金

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節	
				区 分	金 額
1 保険給付費等交付金	千円 6,238,620	千円 6,231,228	千円 7,392	1 普通交付金	千円 6,110,684
				2 特別交付金	127,936
計	6,238,620	6,231,228	7,392		

4款 県支出金

2項 財政安定化基金交付金

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節	
				区 分	金 額
1 財政安定化基金交付金	千円 1	千円 1	千円 0	1 財政安定化基金交付金	千円 1
計	1	1	0		

5款 財産収入

1項 財産運用収入

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節	
				区 分	金 額
1 利子及び配当金	千円 1,389	千円 423	千円 966	1 利子及び配当金	千円 1,389

説	明	
		千円

説	明	
保険給付費分		千円

説	明	
		千円

説	明	
国民健康保険財政調整基金利子		千円

5款 財産収入

1項 財産運用収入

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節	
				区 分	金 額
	千円	千円	千円		千円
計	1,389	423	966		

6款 繰入金

1項 他会計繰入金

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節	
				区 分	金 額
1 一般会計繰入金	千円 572,233	千円 567,072	千円 5,161	1 保険基盤安定繰入金	千円 356,923
				2 未就学児均等割保険税繰入金	1,333
				3 産前産後保険税繰入金	426
				4 出産育児一時金繰入金	10,000
				5 その他一般会計繰入金	203,551
計	572,233	567,072	5,161		

6款 繰入金

2項 基金繰入金

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節	
				区 分	金 額
1 財政調整基金繰入金	千円 336,897	千円 328,996	千円 7,901	1 財政調整基金繰入金	千円 336,897
計	336,897	328,996	7,901		

説	明	
		千円

説	明	
		千円
保険者支援分		125,119
保険税軽減分		231,804
未就学児均等割保険税軽減分		
産前産後保険税免除分		
出産育児一時金		
財政安定化支援事業分		115,627
事務費分		87,924

説	明	
		千円

7款 繰越金

1項 繰越金

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節	
				区 分	金 額
1 繰越金	千円 1	千円 1	千円 0	1 繰越金	千円 1
計	1	1	0		

8款 諸収入

1項 延滞金、加算金及び過料

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節	
				区 分	金 額
1 延滞金	千円 3,500	千円 2,697	千円 803	1 延滞金	千円 3,500
計	3,500	2,697	803		

8款 諸収入

2項 預金利子

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節	
				区 分	金 額
1 預金利子	千円 1	千円 1	千円 0	1 預金利子	千円 1
計	1	1	0		

8款 諸収入

3項 雑入

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節	
				区 分	金 額
1 滞納処分費	千円 1	千円 1	千円 0	1 滞納処分費	千円 1
2 返納金	3,000	4,000	△1,000	1 返納金	3,000

説	明	
		千円

説	明	
		千円

説	明	
		千円

説	明	
		千円

8款 諸収入
3項 雑入

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節	
				区 分	金 額
3 第三者返納金	千円 3,500	千円 3,500	千円 0	1 第三者返納金	千円 3,500
4 特定健康診査等負担金	1	1	0	1 過年度分	1
5 雑入	1	1	0	1 雑入	1
計	6,503	7,503	△1,000		

説 明	
	千円

3 歳 出

1款 総務費

1項 総務管理費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	58,878	48,066	10,812	11,394			47,484
2 連合会負担金	12,362	12,394	△32				12,362
計	71,240	60,460	10,780	11,394			59,846

1款 総務費

2項 徴税費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 賦課徴収費	50,365	45,089	5,276	9,715		750	39,900

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
1 報酬	8,521	管理運営費	58,878
		うち電算処理等業務委託料	20,300
		システム改修業務委託料	9,790
3 職員手当等	2,232	各種通知封入事務委託料	258
		オンライン資格確認等運営負担金	721
		会議出席負担金	20
4 共済費	1,822		
8 旅費	521		
10 需用費	2,920		
11 役務費	6,668		
12 委託料	30,348		
13 使用料及び 賃借料	5,105		
18 負担金補助 及び交付金	741		
18 負担金補助 及び交付金	12,362	岩手県国民健康保険団体連合会負担金	12,362
		うち岩手県国民健康保険団体連合会負担金	12,362

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
1 報酬	8,114	賦課徴収事業費	50,365
		うち電算処理等業務委託料	10,681
		市税課税計算等業務委託料	8,591
2 給料	4,436		
3 職員手当等	4,251		
4 共済費	3,038		

1款 総務費

2項 徴税費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	50,365	45,089	5,276	9,715		750	39,900

1款 総務費

3項 運営協議会費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 運営協議会費	千円 546	千円 546	千円 0	千円	千円	千円	千円 546
計	546	546	0				546

1款 総務費

4項 趣旨普及費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 趣旨普及費	千円 1,483	千円 1,727	千円 △244	千円 377	千円	千円	千円 1,106

節		説 明
区 分	金 額	
8 旅費	千円 555	千円
10 需用費	2,016	
11 役務費	8,346	
12 委託料	19,272	
13 使用料及び 賃借料	337	

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	千円 224	運営協議会費 546 うち岩手県国保運営委員協議会負担金 25 会議出席負担金 10
8 旅費	277	
10 需用費	10	
18 負担金補助 及び交付金	35	

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	千円 1,483	趣旨普及費 千円

1款 総務費

4項 趣旨普及費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	1,483	1,727	△244	377			1,106

2款 保険給付費

1項 療養諸費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 療養給付費	5,236,581	5,247,148	△10,567	5,236,581			
2 療養費	37,613	32,262	5,351	37,613			
3 審査支払手数料	16,036	16,658	△622				16,036
計	5,290,230	5,296,068	△5,838	5,274,194			16,036

2款 保険給付費

2項 高額療養費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 高額療養費	835,170	819,724	15,446	835,170			
2 高額介護合算療養費	1,120	1,120	0	1,120			
計	836,290	820,844	15,446	836,290			

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
18 負担金補助 及び交付金	5,236,581	療養給付費
18 負担金補助 及び交付金	37,613	療養費
12 委託料	16,036	審査支払事務費 うち診療報酬審査支払委託料
		16,036 16,036

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
18 負担金補助 及び交付金	835,170	高額療養費
18 負担金補助 及び交付金	1,120	高額介護合算療養費

2款 保険給付費

3項 移送費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 移送費	千円 200	千円 200	千円 0	千円 200	千円	千円	千円
計	200	200	0	200			

2款 保険給付費

4項 出産育児諸費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 出産育児一時金	千円 15,000	千円 17,500	千円 △2,500	千円	千円	千円 10,000	千円 5,000
計	15,000	17,500	△2,500			10,000	5,000

2款 保険給付費

5項 葬祭諸費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 葬祭費	千円 5,100	千円 5,100	千円 0	千円	千円	千円	千円 5,100
計	5,100	5,100	0				5,100

2款 保険給付費

6項 傷病手当金

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 傷病手当金	千円 100	千円 100	千円 0	千円 100	千円	千円	千円
計	100	100	0	100			

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助 及び交付金	千円 200	移送費 千円

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助 及び交付金	千円 15,000	出産育児一時金 千円

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助 及び交付金	千円 5,100	葬祭費 千円

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助 及び交付金	千円 100	傷病手当金 千円

3款 国民健康保険事業費納付金

1項 医療給付費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 医療給付費	千円 1, 292, 380	千円 1, 213, 597	千円 78, 783	千円	千円	千円	千円 1, 292, 380
計	1, 292, 380	1, 213, 597	78, 783				1, 292, 380

3款 国民健康保険事業費納付金

2項 後期高齢者支援金等

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 後期高齢者 支援金等	千円 499, 153	千円 521, 765	千円 △22, 612	千円	千円	千円	千円 499, 153
計	499, 153	521, 765	△22, 612				499, 153

3款 国民健康保険事業費納付金

3項 介護納付金

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 介護納付金	千円 154, 522	千円 167, 420	千円 △12, 898	千円	千円	千円	千円 154, 522
計	154, 522	167, 420	△12, 898				154, 522

4款 財政安定化基金拠出金

1項 財政安定化基金拠出金

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 財政安定化 基金拠出金	千円 1	千円 1	千円 0	千円	千円	千円	千円 1
計	1	1	0				1

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助 及び交付金	千円 1,292,380	医療給付費分 千円

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助 及び交付金	千円 499,153	後期高齢者支援金分 千円

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助 及び交付金	千円 154,522	介護納付金分 千円

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助 及び交付金	千円 1	千円

5款 保健事業費

1項 特定健康診査等事業費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 特定健康診 査等事業費	125,709	124,436	1,273	29,698			96,011
計	125,709	124,436	1,273	29,698			96,011

5款 保健事業費

2項 保健事業費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健活動費	12,833	12,886	△53	125			12,708

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
1 報酬	14,613	国保制度健全運営事業費 125,709 うち電算処理等業務委託料 2,630 健康診断業務委託料 83,387 特定保健指導業務委託料 4,125
2 給料	4,598	
3 職員手当等	5,367	
4 共済費	3,574	
7 報償費	46	
8 旅費	606	
10 需用費	2,957	
11 役務費	3,112	
12 委託料	90,142	
13 使用料及び 賃借料	694	

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
7 報償費	9,200	保健事業費 690
10 需用費	252	医療費通知事業費 2,943 うち電算処理等業務委託料 1,181 人間ドック利用奨励事業費 8,000
11 役務費	2,055	脳ドック利用奨励事業費 1,200
12 委託料	1,181	

5款 保健事業費
2項 保健事業費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	12, 833	12, 886	△53	125			12, 708

6款 基金積立金
1項 基金積立金

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 基金積立金	千円 1, 389	千円 423	千円 966	千円	千円	千円 1, 389	千円
計	1, 389	423	966			1, 389	

7款 公債費
1項 公債費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 利子	千円 42	千円 42	千円 0	千円	千円	千円	千円 42
計	42	42	0				42

8款 諸支出金
1項 償還金及び還付加算金

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 保険税還付金	千円 7, 000	千円 7, 000	千円 0	千円	千円	千円	千円 7, 000
2 返還金	1	1	0				1

節		説 明
区 分	金 額	
13 使用料及び 賃借料	千円 145	千円

節		説 明
区 分	金 額	
24 積立金	千円 1,389	基金積立金 千円 1,389 うち国民健康保険財政調整基金利子積立金 1,389

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金利子 及び割引料	千円 42	千円

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金利子 及び割引料	千円 7,000	千円
22 償還金利子 及び割引料	1	

8款 諸支出金

1項 償還金及び還付加算金

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	7,001	7,001	0				7,001

9款 予備費

1項 予備費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予備費	10,000	10,000	0				10,000
計	10,000	10,000	0				10,000

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

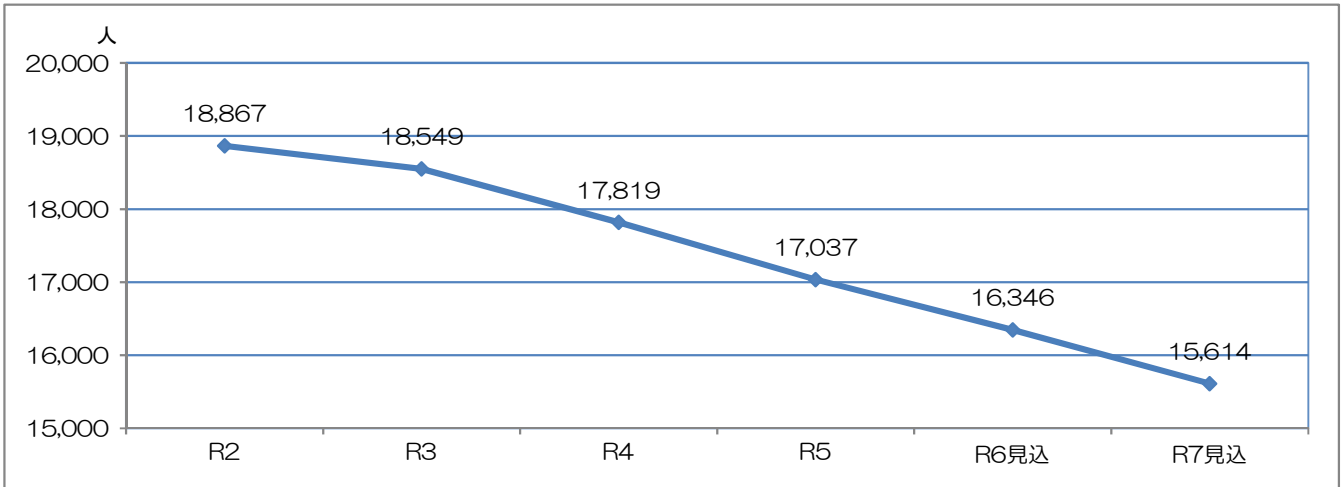
花巻市国民健康保険事業の状況

(令和5年度までの数値は決算値であり、令和6・7年度は見込値である)

参考資料 1

○被保険者の推移（年度平均）

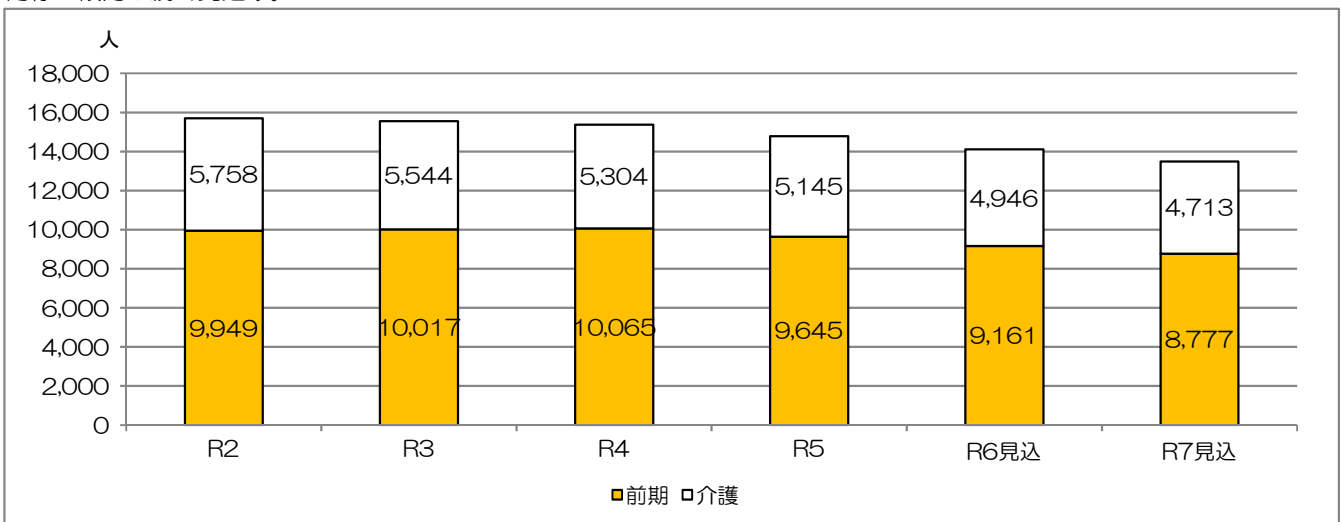
後期高齢者医療制度への移行が減少の大きな要因となり、今後も同様の傾向が続く見込み。



※国民健康保険事業状況報告書（事業年報）より

○前期高齢者数（65～74歳）、介護保険第2号被保険者数（40～64歳）の推移（年度平均）

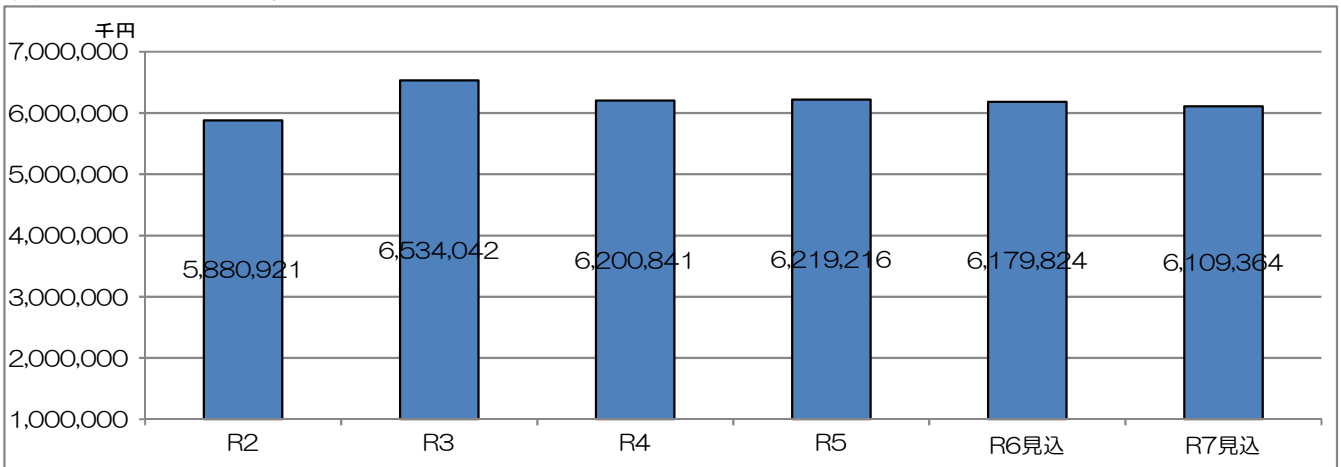
前期高齢者は、被保険者の減少に伴い減少していく見通し。被保険者に占める前期高齢者の割合は増加傾向にあり、当面も同様の傾向が続く見込み。



※国民健康保険事業状況報告書（事業年報）より

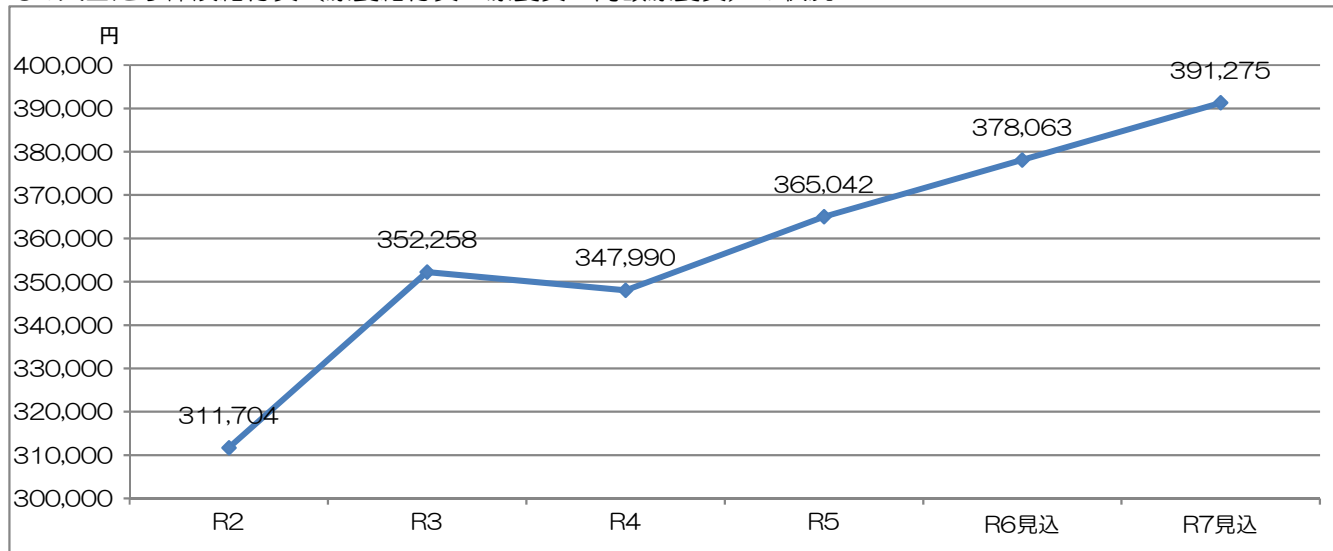
○保険給付費（療養給付費・療養費・高額療養費）の状況

高齢化や高度医療化により1人当たり給付費は増加しているものの、被保険者数の減少により総額は減少傾向にあり、今後も減少が見込まれる。



※花巻市国民健康保険特別会計決算より

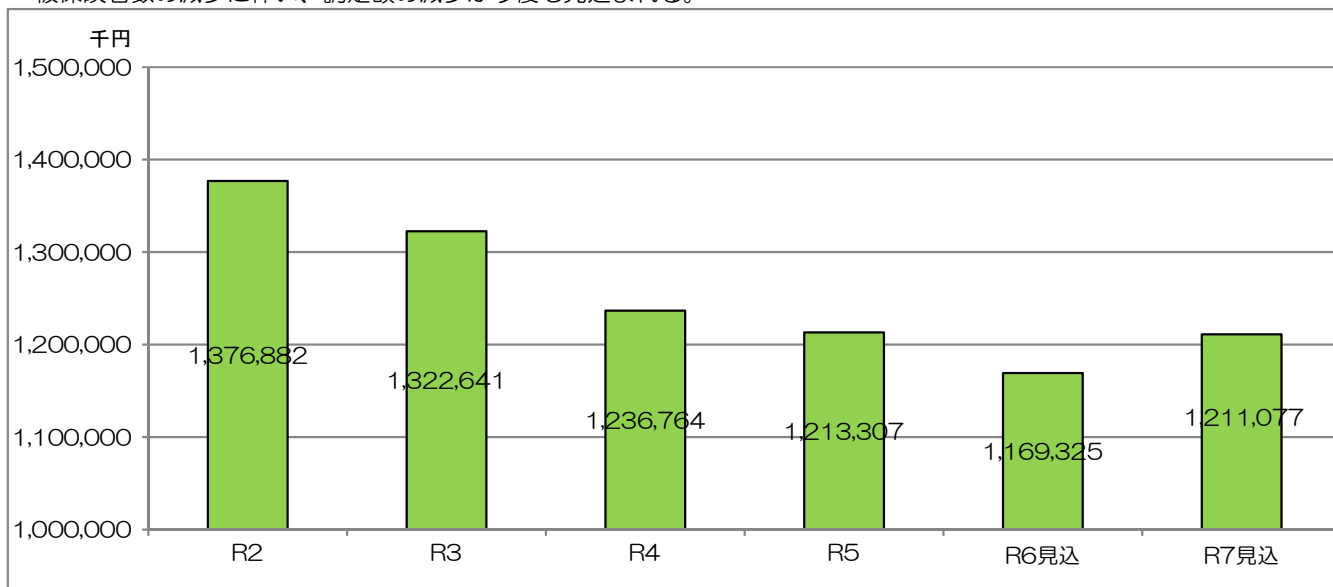
○1人当たり保険給付費（療養給付費・療養費・高額療養費）の状況



※医療費総額／平均被保険者数

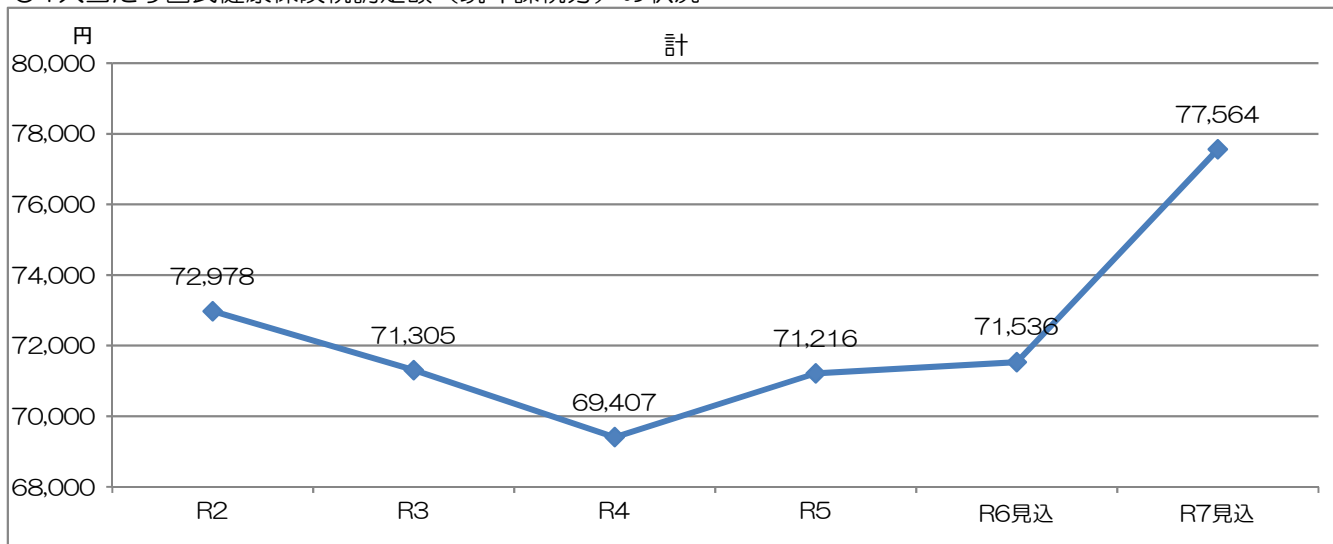
○国民健康保険税調定額（現年課税分）の状況

被保険者数の減少に伴い、調定額の減少が今後も見込まれる。



※花巻市国民健康保険特別会計決算より

○1人当たり国民健康保険税調定額（現年課税分）の状況



※国保税調定総額／平均被保険者数

1 現状と課題

国民健康保険は、被保険者数の減少、高齢者や低所得者の増加等による国保税の減収にある一方、被保険者の高齢化や医療技術の高度化等による 1 人当たり医療費が増加傾向にあり、今後ますます厳しい財政運営が見込まれています。

このため、岩手県においては、県内市町村の保険税水準を令和 7 年度から令和 11 年度まで段階的に納付金ベースで統一していく方針を示し、県内市町村の事務事業の標準化とあわせ、国民健康保険の都道府県化を進めているところです。花巻市は、この方針をもとに今後の財政見通しを検証した結果、現行の保険税率の見直しが必要と判断し、令和 11 年度までに収支の均衡がとれる保険税額とするよう令和 7 年度から段階的に保険税率を引き上げる計画をたてたところですが、引き続き今後の財政見通しを検証し、適切な保険税額を検討する必要があります。

また、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、令和 6 年 12 月 2 日以降、従来の健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行となりましたが、制度移行の混乱が生じないようにわかりやすい周知を行い、市民の受診機会を図っていく必要があります。

このような課題に対して、花巻市は、県が進める国民健康保険の都道府県化と歩調を合わせながら、被保険者の資格管理、保険税率の検討、決定及び賦課徴収、保健事業や被保険者へのきめ細かい広報周知などを適切に行っていく必要があります。

2 基本方針

(1) 国保財政の健全運営

適正な予算執行とともに財源を確保し、財政の健全な運営に努めます。

(2) 適正賦課の推進

安定した財源確保のため、所得の的確な把握を行い、公正かつ適正な賦課に努めます。

(3) 国保税収納促進

新規滞納者への早期対応に努めるとともに滞納者の実態を把握、分析し、きめ細かな納税相談を実施します。

担税力がありながら納付しない滞納者には、国保税の納付勧奨通知の送付により納税相談機会の拡充に努めるほか、適切に差押えや執行停止等の滞納処分を行います。

(4) 国保資格適用の適正化の推進

被保険者資格の的確な把握に努めます。

(5) 医療費適正化

診療報酬明細書（レセプト）点検の継続、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進、第三者行為の求償事務推進等により医療費の適正化に努めます。

(6) 保健事業の推進

「花巻市保健福祉総合計画」及び「健康はなまき 21 プラン」を推進す

るとともに、令和6年度から令和11年度を計画期間とする「第3期花巻市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）」に基づき、PDCAサイクルに沿った効果的な保健事業を実施します。

特定健康診査の目標実施率 R7 55.0%

特定保健指導の目標実施率 R7 52.0%

(7) 広報活動の充実

国保制度、オンライン資格確認等についての理解促進を図るため、広報活動を充実します。

3 重点事項

(1) 国保財政の健全な運営

- ・ 医療費の動向、被保険者の推移等を加味した適切な財源確保
- ・ 制度改正等を見据えた着実な事務の実施

(2) 適正な賦課

- ・ 未申告者への申告勧奨（所得把握）

(3) 国保税収納率の向上

- ・ 新規滞納者への早期対応
- ・ 滞納者の実態把握
- ・ きめ細かな納付相談
- ・ 国保税の納付勧奨通知の送付を活用した納税相談機会の拡充
- ・ 差押等による滞納処分と県地方税特別滞納整理機構への移管
- ・ 口座振替の促進
- ・ 多様な納付方法の継続
（コンビニ、電子マネー、クレジットカード、ネットバンキング）

(4) 国保資格適用の適正化

関係各課との連携・国民年金被保険者情報等の活用による被保険者資格の的確な把握

(5) 医療費の適正化

- ・ 電算システムによるレセプト点検業務の実施
- ・ ジェネリック医薬品差額通知等による普及促進
- ・ 第三者行為求償事務の確実な実施
- ・ 電子レセプトや国保データベースシステムによる医療健康情報の分析
- ・ 医療機関の適正受診の啓発

(6) 保健事業の推進

- ・ 特定健康診査及び特定保健指導の充実
- ・ 生活習慣病重症化予防のための保健指導等の実施
- ・ 健康教育、健康相談の実施
- ・ 保健推進委員及び食生活改善推進員と連携した保健事業の実施
- ・ 重複・多剤投与者に対する保健指導の実施
- ・ 人間ドック及び脳ドック利用奨励金の交付

(7) 広報活動の充実

- ・ 制度運営、オンライン資格確認等の周知
- ・ 健康の自己管理（セルフケア）意識の普及・啓発

事 項	現 状																																																																																																																																		
1国保財政の健全運営																																																																																																																																			
(1)一般的状況																																																																																																																																			
①被保険者数の状況	被保険者数の状況は次のとおりである。 (年度末)(単位:人) <table><tr><th>区 分</th><th>令和3年度</th><th>4年度</th><th>5年度</th><th>6年12月末</th></tr><tr><td>総 数</td><td>18,033</td><td>17,215</td><td>16,639</td><td>16,008</td></tr><tr><td>未就学児</td><td>251</td><td>234</td><td>236</td><td>163</td></tr><tr><td>一般(若年)</td><td>12,067</td><td>11,510</td><td>11,144</td><td>10,728</td></tr><tr><td>70歳以上</td><td>5,715</td><td>5,471</td><td>5,259</td><td>5,117</td></tr></table> 増減の状況 <table><tr><td>転 入</td><td>430</td><td>438</td><td>515</td><td>33</td></tr><tr><td>転 出</td><td>333</td><td>366</td><td>395</td><td>24</td></tr><tr><td>差 引</td><td>97</td><td>72</td><td>120</td><td>9</td></tr><tr><td>社 保 離 脱</td><td>2,736</td><td>2,819</td><td>2,872</td><td>197</td></tr><tr><td>社 保 加 入</td><td>2,087</td><td>2,231</td><td>2,107</td><td>172</td></tr><tr><td>差 引</td><td>649</td><td>588</td><td>765</td><td>25</td></tr><tr><td>生 保 廃 止</td><td>27</td><td>38</td><td>28</td><td>2</td></tr><tr><td>生 保 開 始</td><td>63</td><td>44</td><td>53</td><td>2</td></tr><tr><td>差 引</td><td>△ 36</td><td>△ 6</td><td>△ 25</td><td>0</td></tr><tr><td>出 生</td><td>20</td><td>31</td><td>22</td><td>3</td></tr><tr><td>死 亡</td><td>179</td><td>186</td><td>175</td><td>19</td></tr><tr><td>差 引</td><td>△ 159</td><td>△ 155</td><td>△ 153</td><td>△ 16</td></tr><tr><td>後期高齢者離脱</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>後期高齢者加入</td><td>1,142</td><td>1,263</td><td>1,238</td><td>76</td></tr><tr><td>差 引</td><td>△ 1,141</td><td>△ 1,263</td><td>△ 1,238</td><td>△ 76</td></tr><tr><td>その他(増)</td><td>128</td><td>165</td><td>145</td><td>26</td></tr><tr><td>その他(減)</td><td>210</td><td>219</td><td>190</td><td>29</td></tr><tr><td>差 引</td><td>△ 82</td><td>△ 54</td><td>△ 45</td><td>△ 3</td></tr><tr><td>年 度 中 増</td><td>3,342</td><td>3,491</td><td>3,582</td><td>261</td></tr><tr><td>年 度 中 減</td><td>4,014</td><td>4,309</td><td>4,158</td><td>322</td></tr><tr><td>差 引</td><td>△ 672</td><td>△ 818</td><td>△ 576</td><td>△ 61</td></tr></table>	区 分	令和3年度	4年度	5年度	6年12月末	総 数	18,033	17,215	16,639	16,008	未就学児	251	234	236	163	一般(若年)	12,067	11,510	11,144	10,728	70歳以上	5,715	5,471	5,259	5,117	転 入	430	438	515	33	転 出	333	366	395	24	差 引	97	72	120	9	社 保 離 脱	2,736	2,819	2,872	197	社 保 加 入	2,087	2,231	2,107	172	差 引	649	588	765	25	生 保 廃 止	27	38	28	2	生 保 開 始	63	44	53	2	差 引	△ 36	△ 6	△ 25	0	出 生	20	31	22	3	死 亡	179	186	175	19	差 引	△ 159	△ 155	△ 153	△ 16	後期高齢者離脱	1	0	0	0	後期高齢者加入	1,142	1,263	1,238	76	差 引	△ 1,141	△ 1,263	△ 1,238	△ 76	その他(増)	128	165	145	26	その他(減)	210	219	190	29	差 引	△ 82	△ 54	△ 45	△ 3	年 度 中 増	3,342	3,491	3,582	261	年 度 中 減	4,014	4,309	4,158	322	差 引	△ 672	△ 818	△ 576	△ 61
区 分	令和3年度	4年度	5年度	6年12月末																																																																																																																															
総 数	18,033	17,215	16,639	16,008																																																																																																																															
未就学児	251	234	236	163																																																																																																																															
一般(若年)	12,067	11,510	11,144	10,728																																																																																																																															
70歳以上	5,715	5,471	5,259	5,117																																																																																																																															
転 入	430	438	515	33																																																																																																																															
転 出	333	366	395	24																																																																																																																															
差 引	97	72	120	9																																																																																																																															
社 保 離 脱	2,736	2,819	2,872	197																																																																																																																															
社 保 加 入	2,087	2,231	2,107	172																																																																																																																															
差 引	649	588	765	25																																																																																																																															
生 保 廃 止	27	38	28	2																																																																																																																															
生 保 開 始	63	44	53	2																																																																																																																															
差 引	△ 36	△ 6	△ 25	0																																																																																																																															
出 生	20	31	22	3																																																																																																																															
死 亡	179	186	175	19																																																																																																																															
差 引	△ 159	△ 155	△ 153	△ 16																																																																																																																															
後期高齢者離脱	1	0	0	0																																																																																																																															
後期高齢者加入	1,142	1,263	1,238	76																																																																																																																															
差 引	△ 1,141	△ 1,263	△ 1,238	△ 76																																																																																																																															
その他(増)	128	165	145	26																																																																																																																															
その他(減)	210	219	190	29																																																																																																																															
差 引	△ 82	△ 54	△ 45	△ 3																																																																																																																															
年 度 中 増	3,342	3,491	3,582	261																																																																																																																															
年 度 中 減	4,014	4,309	4,158	322																																																																																																																															
差 引	△ 672	△ 818	△ 576	△ 61																																																																																																																															
②医療費の状況	医療給付の状況(一人当たり費用額)は、次のとおりである。 (単位:円) <table><tr><th>区 分</th><th>令和3年度</th><th>4年度</th><th>5年度</th><th>6年度見込</th></tr><tr><td>一 般</td><td>316,023</td><td>313,304</td><td>324,807</td><td>327,365</td></tr></table> * 医療給付は、療養給付費(食事療養費差額分含む)と療養費の合算額である。	区 分	令和3年度	4年度	5年度	6年度見込	一 般	316,023	313,304	324,807	327,365																																																																																																																								
区 分	令和3年度	4年度	5年度	6年度見込																																																																																																																															
一 般	316,023	313,304	324,807	327,365																																																																																																																															
(2)財政の状況																																																																																																																																			
①単年度収支の状況	単年度収支は次のとおりである。 (単位:千円) <table><tr><th>区 分</th><th>令和3年度</th><th>4年度</th><th>5年度</th><th>6年度見込</th></tr><tr><td>金 額</td><td>1,503</td><td>569</td><td>963</td><td>1,000</td></tr></table>	区 分	令和3年度	4年度	5年度	6年度見込	金 額	1,503	569	963	1,000																																																																																																																								
区 分	令和3年度	4年度	5年度	6年度見込																																																																																																																															
金 額	1,503	569	963	1,000																																																																																																																															
②基金の保有状況	基金の保有状況は、次のとおりである。 (単位:千円) <table><tr><th>区 分</th><th>令和3年度</th><th>4年度</th><th>5年度</th><th>6年度見込</th></tr><tr><td>金 額</td><td>1,215,083</td><td>940,905</td><td>646,609</td><td>767,283</td></tr></table>	区 分	令和3年度	4年度	5年度	6年度見込	金 額	1,215,083	940,905	646,609	767,283																																																																																																																								
区 分	令和3年度	4年度	5年度	6年度見込																																																																																																																															
金 額	1,215,083	940,905	646,609	767,283																																																																																																																															

事 項	現 状																																																																																																																																																																				
(3) 予算編成方針 ＜歳入に関する事項＞ ①国民健康保険税 の確保	被保険者数の減少と国民健康保険税率の一部引き下げにより、収入の確保は難しい状況にある。 医療給付費分税率 <table><tr><th>区分</th><th>令和4年度</th><th>5年度</th><th>6年度</th></tr><tr><td>所得割額</td><td>6.50%</td><td>6.50%</td><td>6.50%</td></tr><tr><td>資産割額</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>均等割額</td><td>16,500円</td><td>16,500円</td><td>16,500円</td></tr><tr><td>平等割額</td><td>16,300円</td><td>16,300円</td><td>16,300円</td></tr><tr><td>課税限度額</td><td>650,000円</td><td>650,000円</td><td>650,000円</td></tr></table> 後期高齢者支援金分税率 <table><tr><th>区分</th><th>令和4年度</th><th>5年度</th><th>6年度</th></tr><tr><td>所得割額</td><td>2.00%</td><td>2.00%</td><td>2.00%</td></tr><tr><td>資産割額</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>均等割額</td><td>6,900円</td><td>6,900円</td><td>6,900円</td></tr><tr><td>平等割額</td><td>5,600円</td><td>5,600円</td><td>5,600円</td></tr><tr><td>課税限度額</td><td>200,000円</td><td>220,000円</td><td>240,000円</td></tr></table> 介護納付金分税率 <table><tr><th>区分</th><th>令和4年度</th><th>5年度</th><th>6年度</th></tr><tr><td>所得割額</td><td>2.00%</td><td>2.00%</td><td>2.00%</td></tr><tr><td>資産割額</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>均等割額</td><td>7,500円</td><td>7,500円</td><td>7,500円</td></tr><tr><td>平等割額</td><td>7,800円</td><td>7,800円</td><td>7,800円</td></tr><tr><td>課税限度額</td><td>170,000円</td><td>170,000円</td><td>170,000円</td></tr></table> 国民健康保険税決算額 (単位:千円) <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>令和3年度</th><th>4年度</th><th>5年度</th></tr><tr><td rowspan="7">一般</td><td>医療現年</td><td>871,327</td><td>815,417</td><td>824,833</td></tr><tr><td>後期現年</td><td>293,292</td><td>274,806</td><td>278,799</td></tr><tr><td>介護現年</td><td>113,107</td><td>105,427</td><td>109,675</td></tr><tr><td>医療滞繰</td><td>22,822</td><td>26,487</td><td>21,954</td></tr><tr><td>後期滞繰</td><td>7,571</td><td>8,809</td><td>7,428</td></tr><tr><td>介護滞繰</td><td>4,783</td><td>5,402</td><td>4,372</td></tr><tr><td>計</td><td>1,312,902</td><td>1,236,348</td><td>1,247,061</td></tr><tr><td rowspan="7">退職</td><td>医療現年</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>後期現年</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>介護現年</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>医療滞繰</td><td>48</td><td>18</td><td>63</td></tr><tr><td>後期滞繰</td><td>15</td><td>6</td><td>20</td></tr><tr><td>介護滞繰</td><td>18</td><td>7</td><td>17</td></tr><tr><td>計</td><td>81</td><td>31</td><td>100</td></tr><tr><td rowspan="7">計</td><td>医療現年</td><td>871,327</td><td>815,417</td><td>824,833</td></tr><tr><td>後期現年</td><td>293,292</td><td>274,806</td><td>278,799</td></tr><tr><td>介護現年</td><td>113,107</td><td>105,427</td><td>109,675</td></tr><tr><td>医療滞繰</td><td>22,870</td><td>26,505</td><td>22,017</td></tr><tr><td>後期滞繰</td><td>7,586</td><td>8,815</td><td>7,448</td></tr><tr><td>介護滞繰</td><td>4,801</td><td>5,409</td><td>4,389</td></tr><tr><td>計</td><td>1,312,983</td><td>1,236,379</td><td>1,247,161</td></tr></table>	区分	令和4年度	5年度	6年度	所得割額	6.50%	6.50%	6.50%	資産割額	—	—	—	均等割額	16,500円	16,500円	16,500円	平等割額	16,300円	16,300円	16,300円	課税限度額	650,000円	650,000円	650,000円	区分	令和4年度	5年度	6年度	所得割額	2.00%	2.00%	2.00%	資産割額	—	—	—	均等割額	6,900円	6,900円	6,900円	平等割額	5,600円	5,600円	5,600円	課税限度額	200,000円	220,000円	240,000円	区分	令和4年度	5年度	6年度	所得割額	2.00%	2.00%	2.00%	資産割額	—	—	—	均等割額	7,500円	7,500円	7,500円	平等割額	7,800円	7,800円	7,800円	課税限度額	170,000円	170,000円	170,000円	区分		令和3年度	4年度	5年度	一般	医療現年	871,327	815,417	824,833	後期現年	293,292	274,806	278,799	介護現年	113,107	105,427	109,675	医療滞繰	22,822	26,487	21,954	後期滞繰	7,571	8,809	7,428	介護滞繰	4,783	5,402	4,372	計	1,312,902	1,236,348	1,247,061	退職	医療現年	0	0	0	後期現年	0	0	0	介護現年	0	0	0	医療滞繰	48	18	63	後期滞繰	15	6	20	介護滞繰	18	7	17	計	81	31	100	計	医療現年	871,327	815,417	824,833	後期現年	293,292	274,806	278,799	介護現年	113,107	105,427	109,675	医療滞繰	22,870	26,505	22,017	後期滞繰	7,586	8,815	7,448	介護滞繰	4,801	5,409	4,389	計	1,312,983	1,236,379	1,247,161
区分	令和4年度	5年度	6年度																																																																																																																																																																		
所得割額	6.50%	6.50%	6.50%																																																																																																																																																																		
資産割額	—	—	—																																																																																																																																																																		
均等割額	16,500円	16,500円	16,500円																																																																																																																																																																		
平等割額	16,300円	16,300円	16,300円																																																																																																																																																																		
課税限度額	650,000円	650,000円	650,000円																																																																																																																																																																		
区分	令和4年度	5年度	6年度																																																																																																																																																																		
所得割額	2.00%	2.00%	2.00%																																																																																																																																																																		
資産割額	—	—	—																																																																																																																																																																		
均等割額	6,900円	6,900円	6,900円																																																																																																																																																																		
平等割額	5,600円	5,600円	5,600円																																																																																																																																																																		
課税限度額	200,000円	220,000円	240,000円																																																																																																																																																																		
区分	令和4年度	5年度	6年度																																																																																																																																																																		
所得割額	2.00%	2.00%	2.00%																																																																																																																																																																		
資産割額	—	—	—																																																																																																																																																																		
均等割額	7,500円	7,500円	7,500円																																																																																																																																																																		
平等割額	7,800円	7,800円	7,800円																																																																																																																																																																		
課税限度額	170,000円	170,000円	170,000円																																																																																																																																																																		
区分		令和3年度	4年度	5年度																																																																																																																																																																	
一般	医療現年	871,327	815,417	824,833																																																																																																																																																																	
	後期現年	293,292	274,806	278,799																																																																																																																																																																	
	介護現年	113,107	105,427	109,675																																																																																																																																																																	
	医療滞繰	22,822	26,487	21,954																																																																																																																																																																	
	後期滞繰	7,571	8,809	7,428																																																																																																																																																																	
	介護滞繰	4,783	5,402	4,372																																																																																																																																																																	
	計	1,312,902	1,236,348	1,247,061																																																																																																																																																																	
退職	医療現年	0	0	0																																																																																																																																																																	
	後期現年	0	0	0																																																																																																																																																																	
	介護現年	0	0	0																																																																																																																																																																	
	医療滞繰	48	18	63																																																																																																																																																																	
	後期滞繰	15	6	20																																																																																																																																																																	
	介護滞繰	18	7	17																																																																																																																																																																	
	計	81	31	100																																																																																																																																																																	
計	医療現年	871,327	815,417	824,833																																																																																																																																																																	
	後期現年	293,292	274,806	278,799																																																																																																																																																																	
	介護現年	113,107	105,427	109,675																																																																																																																																																																	
	医療滞繰	22,870	26,505	22,017																																																																																																																																																																	
	後期滞繰	7,586	8,815	7,448																																																																																																																																																																	
	介護滞繰	4,801	5,409	4,389																																																																																																																																																																	
	計	1,312,983	1,236,379	1,247,161																																																																																																																																																																	

目 標	実施方法(内容)																																				
国保財政の健全化を図る。	適切な財源確保により、財政の健全な運営に努める。 医療給付費分税率 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>7年度</th></tr> <tr> <td>所得割額</td><td>6.50%</td></tr> <tr> <td>資産割額</td><td>—</td></tr> <tr> <td>均等割額</td><td>16,500円</td></tr> <tr> <td>平等割額</td><td>16,300円</td></tr> <tr> <td>課税限度額</td><td>660,000円</td></tr> </table> 後期高齢者支援金分税率 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>7年度</th></tr> <tr> <td>所得割額</td><td>2.50%</td></tr> <tr> <td>資産割額</td><td>—</td></tr> <tr> <td>均等割額</td><td>9,500円</td></tr> <tr> <td>平等割額</td><td>7,000円</td></tr> <tr> <td>課税限度額</td><td>260,000円</td></tr> </table> 介護納付金分税率 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>7年度</th></tr> <tr> <td>所得割額</td><td>2.00%</td></tr> <tr> <td>資産割額</td><td>—</td></tr> <tr> <td>均等割額</td><td>7,900円</td></tr> <tr> <td>平等割額</td><td>7,800円</td></tr> <tr> <td>課税限度額</td><td>170,000円</td></tr> </table> 収納率向上のため、以下の事業を実施する。 ・徴収嘱託員(1名)、窓口対応事務員(3名)の設置 ・口座振替の促進 ・コンビニ、電子マネー、クレジットカード、ネットバンキング、スマートフォン決済アプリなど多様な納付方法の継続と周知	区分	7年度	所得割額	6.50%	資産割額	—	均等割額	16,500円	平等割額	16,300円	課税限度額	660,000円	区分	7年度	所得割額	2.50%	資産割額	—	均等割額	9,500円	平等割額	7,000円	課税限度額	260,000円	区分	7年度	所得割額	2.00%	資産割額	—	均等割額	7,900円	平等割額	7,800円	課税限度額	170,000円
区分	7年度																																				
所得割額	6.50%																																				
資産割額	—																																				
均等割額	16,500円																																				
平等割額	16,300円																																				
課税限度額	660,000円																																				
区分	7年度																																				
所得割額	2.50%																																				
資産割額	—																																				
均等割額	9,500円																																				
平等割額	7,000円																																				
課税限度額	260,000円																																				
区分	7年度																																				
所得割額	2.00%																																				
資産割額	—																																				
均等割額	7,900円																																				
平等割額	7,800円																																				
課税限度額	170,000円																																				

事 項	現 状																																								
②一般会計繰入金	一般会計からの繰り入れは、法令に基づいて保険基盤安定制度、出産育児一時金、事務費等を繰り入れている。 繰入の状況 (単位:千円) <table><tr><th>区分</th><th>令和3年度</th><th>4年度</th><th>5年度</th><th>6年度見込</th></tr><tr><td>保険基盤安定</td><td>400,788</td><td>393,759</td><td>372,843</td><td>358,254</td></tr><tr><td>未就学児均等割</td><td></td><td></td><td>1,612</td><td>1,333</td></tr><tr><td>出産育児一時金</td><td>4,359</td><td>4,359</td><td>5,326</td><td>8,333</td></tr><tr><td>事務費等</td><td>69,269</td><td>69,269</td><td>66,269</td><td>85,858</td></tr><tr><td>その他</td><td>127,374</td><td>127,374</td><td>118,105</td><td>560,887</td></tr><tr><td>産前産後</td><td></td><td></td><td>67</td><td>426</td></tr><tr><td>計</td><td>601,790</td><td>594,761</td><td>564,222</td><td>1,015,091</td></tr></table> ※未就学児均等割保険税軽減措置による繰入については、令和4年度から開始されたもの。 ※産前産後保険税免除措置による繰入については、令和6年1月から開始されたもの。	区分	令和3年度	4年度	5年度	6年度見込	保険基盤安定	400,788	393,759	372,843	358,254	未就学児均等割			1,612	1,333	出産育児一時金	4,359	4,359	5,326	8,333	事務費等	69,269	69,269	66,269	85,858	その他	127,374	127,374	118,105	560,887	産前産後			67	426	計	601,790	594,761	564,222	1,015,091
区分	令和3年度	4年度	5年度	6年度見込																																					
保険基盤安定	400,788	393,759	372,843	358,254																																					
未就学児均等割			1,612	1,333																																					
出産育児一時金	4,359	4,359	5,326	8,333																																					
事務費等	69,269	69,269	66,269	85,858																																					
その他	127,374	127,374	118,105	560,887																																					
産前産後			67	426																																					
計	601,790	594,761	564,222	1,015,091																																					
<歳出に関する事項>																																									
①総務費	医療費の適正化及び収納率の向上を図るため、業務委託に係る経費、医療費適正化等に要する経費を計上している。																																								
②保険給付費	療養給付費、入院時食事療養費、療養費、高額療養費等の積算にあたっては、これまでの実績等を分析し、さらに、最近の医療費の動向等を勘案した額を計上する。 医療費の状況(保険者負担) (単位:千円) <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>令和3年度</th><th>4年度</th><th>5年度</th><th>6年度見込</th></tr><tr><td rowspan="3">療養諸費</td><td>一般</td><td>5,698,846</td><td>5,393,525</td><td>5,421,155</td><td>5,351,082</td></tr><tr><td>退職</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td></td></tr><tr><td>計</td><td>5,698,847</td><td>5,393,525</td><td>5,421,155</td><td>5,351,082</td></tr><tr><td rowspan="3">高額療養費</td><td>一般</td><td>834,966</td><td>807,316</td><td>814,752</td><td>828,742</td></tr><tr><td>退職</td><td>228</td><td>0</td><td>0</td><td></td></tr><tr><td>計</td><td>835,194</td><td>807,316</td><td>814,752</td><td>828,742</td></tr></table> ※療養諸費は、療養給付費(食事療養費差額分含む)と療養費の合算額である。	区分		令和3年度	4年度	5年度	6年度見込	療養諸費	一般	5,698,846	5,393,525	5,421,155	5,351,082	退職	1	0	0		計	5,698,847	5,393,525	5,421,155	5,351,082	高額療養費	一般	834,966	807,316	814,752	828,742	退職	228	0	0		計	835,194	807,316	814,752	828,742		
区分		令和3年度	4年度	5年度	6年度見込																																				
療養諸費	一般	5,698,846	5,393,525	5,421,155	5,351,082																																				
	退職	1	0	0																																					
	計	5,698,847	5,393,525	5,421,155	5,351,082																																				
高額療養費	一般	834,966	807,316	814,752	828,742																																				
	退職	228	0	0																																					
	計	835,194	807,316	814,752	828,742																																				
③保健事業費	被保険者の健康の保持増進及び生活習慣病の早期発見と疾病予防等を図るため、特定健診・特定保健指導等の保健事業を実施している。																																								
④制度改正等を見据えた事務の実施	都道府県化による市町村事務の広域化・効率化の検討																																								

目 標	実施方法(内容)
業務委託し事業の効率化を図る。	レセプト点検業務の委託 <

事 項	現 状																																																													
2適正賦課の推進																																																														
(1) 所得の適正な把握	被保険者間の負担の公平を図るため、課税所得の適正な把握に努め、特に転入者については、迅速な所得照会を行っている。 また、申告のない世帯については、関係部署と連携を図り、申告指導を行っている。																																																													
(2) 応益割合	一般被保険者（現年分）の応益割合は下記のとおりである。 <table><tr><th>区分</th><th>令和4年度</th><th>5年度</th><th>6年度</th><th>7年度見込</th></tr><tr><td>応益割合</td><td>50.20%</td><td>49.43%</td><td>47.80%</td><td>46.91%</td></tr></table> ※R4～R6は当初賦課時点、R7見込は賦課期日時点	区分	令和4年度	5年度	6年度	7年度見込	応益割合	50.20%	49.43%	47.80%	46.91%																																																			
区分	令和4年度	5年度	6年度	7年度見込																																																										
応益割合	50.20%	49.43%	47.80%	46.91%																																																										
(3) 保険税の軽減	保険税の軽減については、加入世帯の半数を超える世帯が軽減対象世帯となっている。 （保険基盤安定負担金交付申請時の世帯数） <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>令和4年度</th><th>5年度</th><th>6年度</th><th>7年度見込</th></tr><tr><td rowspan="2">7割世帯</td><td>医療・後期分</td><td>4,223</td><td>4,000</td><td>3,804</td><td>3,519</td></tr><tr><td>介護分</td><td>1,592</td><td>1,482</td><td>1,478</td><td>1,426</td></tr><tr><td rowspan="2">5割世帯</td><td>医療・後期分</td><td>2,178</td><td>2,084</td><td>1,974</td><td>1,836</td></tr><tr><td>介護分</td><td>737</td><td>679</td><td>657</td><td>611</td></tr><tr><td rowspan="2">2割世帯</td><td>医療・後期分</td><td>1,412</td><td>1,338</td><td>1,355</td><td>1,335</td></tr><tr><td>介護分</td><td>511</td><td>475</td><td>483</td><td>476</td></tr><tr><td rowspan="2">計</td><td>医療・後期分</td><td>7,813</td><td>7,422</td><td>7,133</td><td>6,690</td></tr><tr><td>介護分</td><td>2,840</td><td>2,636</td><td>2,618</td><td>2,513</td></tr><tr><td rowspan="2">軽減世帯の割合 %</td><td>医療・後期分</td><td>64.0</td><td>62.6</td><td>62.0%</td><td>58.2%</td></tr><tr><td>介護分</td><td>59.5</td><td>57.0</td><td>58.3%</td><td>56.0%</td></tr></table>	区分		令和4年度	5年度	6年度	7年度見込	7割世帯	医療・後期分	4,223	4,000	3,804	3,519	介護分	1,592	1,482	1,478	1,426	5割世帯	医療・後期分	2,178	2,084	1,974	1,836	介護分	737	679	657	611	2割世帯	医療・後期分	1,412	1,338	1,355	1,335	介護分	511	475	483	476	計	医療・後期分	7,813	7,422	7,133	6,690	介護分	2,840	2,636	2,618	2,513	軽減世帯の割合 %	医療・後期分	64.0	62.6	62.0%	58.2%	介護分	59.5	57.0	58.3%	56.0%
区分		令和4年度	5年度	6年度	7年度見込																																																									
7割世帯	医療・後期分	4,223	4,000	3,804	3,519																																																									
	介護分	1,592	1,482	1,478	1,426																																																									
5割世帯	医療・後期分	2,178	2,084	1,974	1,836																																																									
	介護分	737	679	657	611																																																									
2割世帯	医療・後期分	1,412	1,338	1,355	1,335																																																									
	介護分	511	475	483	476																																																									
計	医療・後期分	7,813	7,422	7,133	6,690																																																									
	介護分	2,840	2,636	2,618	2,513																																																									
軽減世帯の割合 %	医療・後期分	64.0	62.6	62.0%	58.2%																																																									
	介護分	59.5	57.0	58.3%	56.0%																																																									
(4) 保険税の減免 減免基準	減免基準による減免件数・額 <table><tr><th>令和3年度</th><th>3件</th><th>74,300円</th></tr><tr><th>4年度</th><th>10件</th><th>341,300円</th></tr><tr><th>5年度</th><th>2件</th><th>122,900円</th></tr></table> ※ 旧被扶養者に係る減免は除く	令和3年度	3件	74,300円	4年度	10件	341,300円	5年度	2件	122,900円																																																				
令和3年度	3件	74,300円																																																												
4年度	10件	341,300円																																																												
5年度	2件	122,900円																																																												
(5) 遡及適用者及び 所得修正に係る 適正賦課	遡及賦課は地方税法の規定により、3年となっている。 所得の更正や資格異動等に係る賦課については、関係各課との連携を図り適正に行っている。																																																													

目 標	実施方法(内容)
地方税法標準基礎課税額に対する標準割合の応能:応益割を50:50を基本として調整する。 ＊保険税軽減制度 前年度の所得が低かった世帯を対象に国保税の一部を減額する制度	応能割・応益割 国保税は、被保険者の負担能力に応じて賦課される「応能割」と受益に応じて等しく被保険者に賦課される「応益割」から構成される。「応能分」は、所得に応じた「所得割」と、資産に応じた「資産割」とに分けられ、「応益分」は、被保険者の人数に応じた「均等割」と世帯ごとの「平等割」とに分けられる。 平成30年度からは、市町村標準保険税率に基づき、資産割を廃止し、課税方式を4方式から3方式とした。 低所得世帯については、応益割を軽減(7割、5割、2割)している。 費用負担の公平性から応能、応益の割合の50対50を基本とし、必要に応じ調整する。 軽減の対象 世帯主(擬制世帯主を含む)と被保険者の前年中の所得額の合計額(世帯の総所得金額)が下記の基準額以下の場合 ・7割軽減…43万円+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)以下 ・5割軽減…43万円+(30.5万円×被保険者数(※2)) +10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)以下 ・2割軽減…43万円+(56万円×被保険者数(※2)) +10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)以下 ※1 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者 ※2 国保から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

事 項	現 状																																																												
3国保税収納促進 (1) 収納率の状況	収納率の状況は下記のとおりである。 収納率の状況 (単位: %) <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>令和3年度</th><th>4年度</th><th>5年度</th></tr><tr><td rowspan="6">一 般</td><td>医療現年</td><td>96.74</td><td>96.81</td><td>96.32</td></tr><tr><td>後期現年</td><td>96.71</td><td>96.77</td><td>96.30</td></tr><tr><td>介護現年</td><td>94.69</td><td>94.81</td><td>94.19</td></tr><tr><td>医療滞繰</td><td>28.06</td><td>32.98</td><td>30.90</td></tr><tr><td>後期滞繰</td><td>30.08</td><td>34.72</td><td>32.60</td></tr><tr><td>介護滞繰</td><td>29.07</td><td>32.49</td><td>28.67</td></tr><tr><td rowspan="6">退 職</td><td>医療現年</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>後期現年</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>介護現年</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>医療滞繰</td><td>3.73</td><td>1.60</td><td>9.08</td></tr><tr><td>後期滞繰</td><td>3.86</td><td>1.68</td><td>9.80</td></tr><tr><td>介護滞繰</td><td>4.44</td><td>2.10</td><td>7.85</td></tr><tr><td colspan="2">計</td><td>90.65</td><td>90.8</td><td>90.68</td></tr></table>	区 分		令和3年度	4年度	5年度	一 般	医療現年	96.74	96.81	96.32	後期現年	96.71	96.77	96.30	介護現年	94.69	94.81	94.19	医療滞繰	28.06	32.98	30.90	後期滞繰	30.08	34.72	32.60	介護滞繰	29.07	32.49	28.67	退 職	医療現年	—	—	—	後期現年	—	—	—	介護現年	—	—	—	医療滞繰	3.73	1.60	9.08	後期滞繰	3.86	1.68	9.80	介護滞繰	4.44	2.10	7.85	計		90.65	90.8	90.68
区 分		令和3年度	4年度	5年度																																																									
一 般	医療現年	96.74	96.81	96.32																																																									
	後期現年	96.71	96.77	96.30																																																									
	介護現年	94.69	94.81	94.19																																																									
	医療滞繰	28.06	32.98	30.90																																																									
	後期滞繰	30.08	34.72	32.60																																																									
	介護滞繰	29.07	32.49	28.67																																																									
退 職	医療現年	—	—	—																																																									
	後期現年	—	—	—																																																									
	介護現年	—	—	—																																																									
	医療滞繰	3.73	1.60	9.08																																																									
	後期滞繰	3.86	1.68	9.80																																																									
	介護滞繰	4.44	2.10	7.85																																																									
計		90.65	90.8	90.68																																																									
(2) 納期内納付	納期内納付を促進することは、収納対策の第一歩であることから被保険者に対する啓発とともに、口座振替、コンビニ、電子マネー、クレジットカード、ネットバンキング、スマートフォン決済アプリなど多様な納付方法を周知し、収納推進に努める。 ①納期 <table><tr><td>第1期</td><td>7月1日から同月31日まで</td></tr><tr><td>第2期</td><td>8月1日から同月31日まで</td></tr><tr><td>第3期</td><td>9月1日から同月30日まで</td></tr><tr><td>第4期</td><td>10月1日から同月31日まで</td></tr><tr><td>第5期</td><td>11月1日から同月30日まで</td></tr><tr><td>第6期</td><td>12月1日から同月25日まで</td></tr><tr><td>第7期</td><td>翌年1月1日から同月31日まで</td></tr><tr><td>第8期</td><td>翌年2月1日から同月末日まで</td></tr></table> ②令和5年度納税方法別の件数・利用割合 <table><tr><th>期別 全件数</th><th>口座振替</th><th>コンビニ 収納</th><th>クレジット カード収 納</th><th>スマート フォン決 済 (PayPay)</th><th>地方税 共通納税 システム</th><th>年金特徴</th></tr><tr><td>78,713件</td><td>16,698件</td><td>25,448件</td><td>150件</td><td>749件</td><td>9,288件</td><td>17,355件</td></tr><tr><td>100.0%</td><td>21.2%</td><td>32.3%</td><td>0.2%</td><td>1.0%</td><td>11.8%</td><td>22.0%</td></tr></table> ※クレジットカード収納の件数に、ネットバンキング収納(ペイジー)の件数を含む。	第1期	7月1日から同月31日まで	第2期	8月1日から同月31日まで	第3期	9月1日から同月30日まで	第4期	10月1日から同月31日まで	第5期	11月1日から同月30日まで	第6期	12月1日から同月25日まで	第7期	翌年1月1日から同月31日まで	第8期	翌年2月1日から同月末日まで	期別 全件数	口座振替	コンビニ 収納	クレジット カード収 納	スマート フォン決 済 (PayPay)	地方税 共通納税 システム	年金特徴	78,713件	16,698件	25,448件	150件	749件	9,288件	17,355件	100.0%	21.2%	32.3%	0.2%	1.0%	11.8%	22.0%																							
第1期	7月1日から同月31日まで																																																												
第2期	8月1日から同月31日まで																																																												
第3期	9月1日から同月30日まで																																																												
第4期	10月1日から同月31日まで																																																												
第5期	11月1日から同月30日まで																																																												
第6期	12月1日から同月25日まで																																																												
第7期	翌年1月1日から同月31日まで																																																												
第8期	翌年2月1日から同月末日まで																																																												
期別 全件数	口座振替	コンビニ 収納	クレジット カード収 納	スマート フォン決 済 (PayPay)	地方税 共通納税 システム	年金特徴																																																							
78,713件	16,698件	25,448件	150件	749件	9,288件	17,355件																																																							
100.0%	21.2%	32.3%	0.2%	1.0%	11.8%	22.0%																																																							

目 標	実施方法(内容)
収納率目標 現年度 96.60% 滞納繰越 前年度滞納繰越額 を下回る額。	「岩手県国民健康保険運営方針」で定める収納率目標を達成するため、同方針に掲げる取り組み事項を実施し、国民健康保険財政の安定化に努める。 ※県の運営方針では、現年度分については、県の目標値93.39%(被保険者1万5千人以上の保険者規模別グループの平均収納率)をすでに上回っている保険者は、平成30年度の当該市町村収納率以上の率を、滞納繰越分については、当該市町村の前年度滞納繰越額を下回る額を、それぞれ設定することとされています。
納期内納付を促進する。	※納税者に対するチラシ配布、金融機関等の窓口での新規奨励等により、引き続き口座振替納付の増加に努める。 ※広報紙やホームページを通じて、納期限内納付の必要性や口座振替、コンビニ、電子マネー、クレジットカード、ネットバンキング、スマートフォン決済アプリなど多様な納税方法のPRを行う。 ※窓口対応事務員を配置し、納税者に対する初期対応・説明等を行う。

事 項	現 状																																													
(3)滞納者対策	滞納世帯数、滞納額は次のとおりである。 納税者の負担の公平を図るため、特別療養費の対象となる世帯には国保税の納付勧奨通知をして、滞納者との面談の機会を増やすなどの対策を講じ、収納率の向上に努めている。 <table><tr><th>区分</th><th>令和3年度</th><th>4年度</th><th>5年度</th><th>6年12月末</th></tr><tr><td>滞納世帯数(世帯)</td><td>585</td><td>575</td><td>654</td><td>500</td></tr><tr><td>滞納額(千円)</td><td>125,048</td><td>110,367</td><td>117,377</td><td>88,413</td></tr><tr><td>短期被保険者証(世帯)</td><td>271</td><td>246</td><td>229</td><td>271</td></tr><tr><td>資格証明書(世帯)</td><td>7</td><td>7</td><td>6</td><td>12</td></tr></table>	区分	令和3年度	4年度	5年度	6年12月末	滞納世帯数(世帯)	585	575	654	500	滞納額(千円)	125,048	110,367	117,377	88,413	短期被保険者証(世帯)	271	246	229	271	資格証明書(世帯)	7	7	6	12																				
区分	令和3年度	4年度	5年度	6年12月末																																										
滞納世帯数(世帯)	585	575	654	500																																										
滞納額(千円)	125,048	110,367	117,377	88,413																																										
短期被保険者証(世帯)	271	246	229	271																																										
資格証明書(世帯)	7	7	6	12																																										
4国保資格適用の適正化	国民健康保険法に基づき、医療保険制度の資格の適用適正化を図るため、未適用者、退職者、重複適用者等について、関係機関及び部署と連携し、適用適正化を推進している。 また、居所不明者についても、住民基本台帳担当、徴税担当と連携をとりながら、実態把握に努めている。																																													
5医療費適正化																																														
(1)レセプト点検の 充実・強化	レセプト点検調査状況は次のとおりである。 レセプト点検業務は、専門的な知識が求められることから、適格者を配置できる業者に委託している。また、研修会に参加することなどにより担当職員の資質の向上に努めている。 <table><tr><th>区 分</th><th>令和2年度</th><th>3年度</th><th>4年度</th><th>5年度</th></tr><tr><td>総点検枚数(枚)</td><td>349,804</td><td>363,370</td><td>353,887</td><td>343,662</td></tr><tr><td>過誤調整枚数(枚)</td><td>2,216</td><td>2,334</td><td>1,800</td><td>1,381</td></tr><tr><td>過誤調整金額(千円)</td><td>14,756</td><td>11,834</td><td>9,174</td><td>17,691</td></tr><tr><td>被保険者一人当たり過誤調整財政効果額(円)</td><td>782</td><td>638</td><td>515</td><td>1,038</td></tr><tr><td>再審査請求枚数(枚)</td><td>2,119</td><td>2,334</td><td>2,246</td><td>1,588</td></tr><tr><td>再審査請求金額(千円)</td><td>137,566</td><td>150,597</td><td>148,791</td><td>76,967</td></tr><tr><td>査定額(千円)</td><td>2,705</td><td>2,703</td><td>1,719</td><td>1,644</td></tr><tr><td>被保険者一人当たり再審査財政効果額(円)</td><td>143</td><td>145</td><td>96</td><td>96</td></tr></table>	区 分	令和2年度	3年度	4年度	5年度	総点検枚数(枚)	349,804	363,370	353,887	343,662	過誤調整枚数(枚)	2,216	2,334	1,800	1,381	過誤調整金額(千円)	14,756	11,834	9,174	17,691	被保険者一人当たり過誤調整財政効果額(円)	782	638	515	1,038	再審査請求枚数(枚)	2,119	2,334	2,246	1,588	再審査請求金額(千円)	137,566	150,597	148,791	76,967	査定額(千円)	2,705	2,703	1,719	1,644	被保険者一人当たり再審査財政効果額(円)	143	145	96	96
区 分	令和2年度	3年度	4年度	5年度																																										
総点検枚数(枚)	349,804	363,370	353,887	343,662																																										
過誤調整枚数(枚)	2,216	2,334	1,800	1,381																																										
過誤調整金額(千円)	14,756	11,834	9,174	17,691																																										
被保険者一人当たり過誤調整財政効果額(円)	782	638	515	1,038																																										
再審査請求枚数(枚)	2,119	2,334	2,246	1,588																																										
再審査請求金額(千円)	137,566	150,597	148,791	76,967																																										
査定額(千円)	2,705	2,703	1,719	1,644																																										
被保険者一人当たり再審査財政効果額(円)	143	145	96	96																																										

目 標	実施方法(内容)
納税相談の機会創出を図る。	特別療養費の対象となる世帯には国保税の納付勧奨通知を送付して滞納者に接触する機会を増やし納税相談を行う。(特別療養費の対象世帯であっても18歳以下の子供には、引き続き療養の給付を行う。)
滞納整理を実施する。	徴収嘱託員を配置して、現年度分の電話催告を中心に行い、滞納繰越の抑制に努める。また、文書による一斉催告を年5回実施する。
滞納処分を実施する。	滞納処分について、国保税の納付勧奨通知の送付により、滞納者との接触の機会を確保する。財産調査や搜索により滞納者の実態把握に努め適切に差押や執行停止等の滞納処分を行う。
適用の適正化を図る。	国民年金資格喪失者一覧表の活用による喪失届出の勧奨を行う。 被保険者証及び医療費通知が届かない世帯等に対し、住民実態調査を行う。
レセプト点検体制の充実を図る。 新国保3%運動 レセプト点検等により国保医療費の1%以上の財政効果をあげること。	レセプト点検業務委託の継続 ・医療機関から請求されたレセプトの内容や資格について、二重に点検及び審査を行う。またその業務は、適切な資格があり、レセプト点検の実務に実績のある岩手県国民健康保険連合会に委託する。 ・点検及び審査の結果に基づき、医療機関へ返戻や被保険者への返還請求、オンライン資格確認を利用した保険者間振替等を行い、適正な保険給付に努める。 担当職員の研修会への参加 研修会等へ積極的に参加し、資質の向上を図る。

事 項	現 状															
(2)ジェネリック医薬品の差額通知等による普及促進	被保険者の医療費抑制意識の啓発のため、ジェネリック医薬品に切り替えた場合との差額を知らせる。 <table><tr><td>診療年月</td><td>令和4年3月</td><td>5年3月</td><td>6年3月</td></tr><tr><td>花巻市ジェネリック使用割合</td><td>85.2%</td><td>87.0%</td><td>88.7%</td></tr></table> *厚生労働省HP「保険者別の後発医薬品の使用割合」より	診療年月	令和4年3月	5年3月	6年3月	花巻市ジェネリック使用割合	85.2%	87.0%	88.7%							
診療年月	令和4年3月	5年3月	6年3月													
花巻市ジェネリック使用割合	85.2%	87.0%	88.7%													
(3)第三者行為求償事務の確実な実施	第三者行為求償事務の状況は次のとおりである。 交通事故等の第三者行為の把握に努め、的確な事務処理を行っている。 (単位:件、千円) <table><tr><td>区分</td><td>令和3年度</td><td>4年度</td><td>5年度</td><td>6年12月末</td></tr><tr><td>求償件数</td><td>12</td><td>14</td><td>27</td><td>16</td></tr><tr><td>求償額</td><td>7,497 (4,888)</td><td>3,214 (5,364)</td><td>691 (4,390)</td><td>12 (2,061)</td></tr></table> *求償額は当該年度新規分、求償件数・求償額()は過年度求償分も含めた当該年度徴収済額	区分	令和3年度	4年度	5年度	6年12月末	求償件数	12	14	27	16	求償額	7,497 (4,888)	3,214 (5,364)	691 (4,390)	12 (2,061)
区分	令和3年度	4年度	5年度	6年12月末												
求償件数	12	14	27	16												
求償額	7,497 (4,888)	3,214 (5,364)	691 (4,390)	12 (2,061)												
(4)医療健康情報の分析	電子レセプトや国保データベースシステム等からの各種データを医療費適正化対策及び保健事業の推進に活用している。															
(5)医療機関の適正受診の啓発	健康及び保険制度に対する意識を高めるため、医療費通知を行っている。 レセプトから不適切な医療機関受診者を階層化し、適正受診に向けた個別指導を行っている。															

目 標	実施方法(内容)
ジェネリック数量割合を89%以上とする。	ジェネリック医薬品使用の使用の場合の差額通知を実施する。 対象は、ジェネリック医薬品に切り替え可能な医薬品を使用している被保険者 年3回発送(1回当たり約500人)
求償件数を16件以上とする。	第三者行為求償事務の迅速な実施 事故発見 本人や損害保険会社からの届出 レセプト、消防署からの通知、新聞記事 委任先 国保連
データヘルス計画の評価と保健事業の推進	医療費分析の実施 活用資料 地区別・年齢別等疾病統計、 長期入院リスト、多受診者一覧 活用方法 健康教育、健康相談、訪問指導 適用適正化の推進 健康づくり課との連携
更なる適正受診の啓発を行う。	医療費通知は、年1回実施する。 不適切な医療機関受診者に対し、適正受診の必要性や生活習慣の見直し・改善に向けた個別指導を訪問・電話により実施する。

事 項	現 状																				
6保健事業の推進																					
(1)生活習慣病予防と健康づくりの推進	被保険者の健康の保持増進と生活習慣病予防のため、地域の健康課題や被保険者のニーズ等に即した保健事業を展開している。																				
①特定健康診査 特定保健指導 糖尿病性腎症重症化予防 生活習慣病ハイリスク対策	生活習慣病を誘因とする内臓脂肪症候群に着目した健診を行い生活習慣病の発症リスクの高い者に対し、個別指導を行う。 ○特定健康診査・特定保健指導(法定報告値) <table><tr><td></td><td>令和3年度</td><td>4年度</td><td>5年度</td></tr><tr><td>特定健康診査受診率</td><td>50.7%</td><td>50.4%</td><td>52.7%</td></tr><tr><td>特定保健指導実施率</td><td>49.2%</td><td>44.7%</td><td>47.4%</td></tr></table> ○糖尿病性腎症重症化予防 (単位:人) <table><tr><td></td><td>令和3年度</td><td>4年度</td><td>5年度</td></tr><tr><td>保健指導実施率</td><td>58.3%</td><td>43.8%</td><td>45.6%</td></tr></table> <		令和3年度	4年度	5年度	特定健康診査受診率	50.7%	50.4%	52.7%	特定保健指導実施率	49.2%	44.7%	47.4%		令和3年度	4年度	5年度	保健指導実施率	58.3%	43.8%	45.6%
	令和3年度	4年度	5年度																		
特定健康診査受診率	50.7%	50.4%	52.7%																		
特定保健指導実施率	49.2%	44.7%	47.4%																		
	令和3年度	4年度	5年度																		
保健指導実施率	58.3%	43.8%	45.6%																		

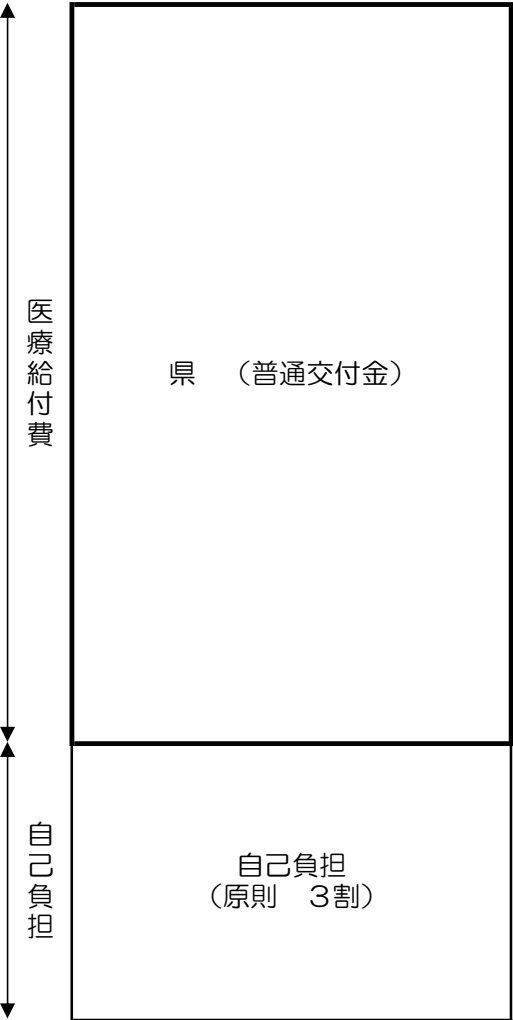
目 標	実施方法(内容)
生活習慣病発症予防と重症化予防	○特定健康診査 4月から12月、保健センター・振興センター等を会場に集団検診により実施 対象者：40歳～74歳の被保険者 基本的な検査項目：問診、身体計測、血液検査、尿検査 詳細な検診項目：心電図、眼底検査、貧血検査、血清クレアチニン検査 実施形態：岩手県予防医学協会に委託
特定健康診査受診率 目標値 R7 55.0 %	
特定保健指導実施率 目標値 R7 52.0 % (第3期データヘルス計画より)	○特定保健指導 特定健康診査の結果、内臓肥満症候群該当者及び予備群の方に対し保健指導を行う。 実施形態：健康づくり課(直営)及び岩手県予防医学協会(委託)
	○糖尿病性腎症重症化予防 特定健康診査受診者のうちHbA1cの数値が高い方に対し、受診勧奨や保健指導等を行う。
	○生活習慣病ハイリスク対策(令和3年度より実施) 特定健康診査受診者のうち高血圧未治療者の方に対し、受診勧奨を行う。
健康の保持・増進	○健康教育・健康相談 健康アップ講座等の各種健康講座を開催し、正しい健康情報の提供を行うとともに、健康の自己管理(セルフケア)意識の普及・啓発を図る。
健康づくり意識の向上	○保健推進委員による地域活動 健康講座等の参加に加え、各種健診事業の周知活動・地域の保健活動への協力を行う。
望ましい食生活の普及・啓発	○食生活改善伝達講習会 食生活改善推進員が自治公民館、小売店舗等を会場に食を通じた健康づくりのための講習会や、資料配付を行い普及啓発活動を行う。
医療機関の適正受診	○重複・多剤投与者の保健指導 重複・多剤投与者に対し、保健師・看護師が服薬や日常生活指導を行う。

事 項	現 状																														
(3) 人間ドック及び 脳ドック利用奨励金 の交付	被保険者の疾病の早期発見に努め、早期治療を行い健康増進を図るため実施している。 ○人間ドックの状況 <table><tr><td></td><td>令和3年</td><td>4年</td><td>5年</td><td>6年12月末</td></tr><tr><td>件数</td><td>360件</td><td>348件</td><td>343件</td><td>303件</td></tr><tr><td>奨励金額</td><td>7,161千円</td><td>6,933千円</td><td>6,793千円</td><td>5,169千円</td></tr></table> ○脳ドックの状況 <table><tr><td></td><td>令和3年</td><td>4年</td><td>5年</td><td>6年12月末</td></tr><tr><td>件数</td><td>40件</td><td>34件</td><td>28件</td><td>29件</td></tr><tr><td>奨励金額</td><td>755千円</td><td>638千円</td><td>538千円</td><td>496千円</td></tr></table> ※令和6年度より申請方法を追加。指定検査機関で受診する場合は事前に申請する必要があることから、6年12月末は受診予定者を含む申請件数。		令和3年	4年	5年	6年12月末	件数	360件	348件	343件	303件	奨励金額	7,161千円	6,933千円	6,793千円	5,169千円		令和3年	4年	5年	6年12月末	件数	40件	34件	28件	29件	奨励金額	755千円	638千円	538千円	496千円
	令和3年	4年	5年	6年12月末																											
件数	360件	348件	343件	303件																											
奨励金額	7,161千円	6,933千円	6,793千円	5,169千円																											
	令和3年	4年	5年	6年12月末																											
件数	40件	34件	28件	29件																											
奨励金額	755千円	638千円	538千円	496千円																											
7広報活動の充実 (1) 制度運営等の周知 及び健康づくりの 意識啓発	国保事業を円滑に実施するためには、被保険者が国保制度についての理解を深めることが重要であることから、国保制度の趣旨目的及び事業の実態を認識させるとともに、健康意識の高揚を図るなど、被保険者に対する啓発活動の実施に努めている。																														

目 標	実施方法(内容)
特定健診未受診者の健診機会の確保	○人間ドック 被保険者が人間ドックを受診した際、利用料の1/2(上限2万円)を交付する。 対象は35歳になる年度から74歳になる年度まで (市で実施する特定健康診査(集団健診)を受診できない人など) ○脳ドック 被保険者が脳ドックを受診した際、利用料の1/2(上限2万円)を交付する。 対象は40歳になる年度から74歳になる年度まで
市民への制度、オンライン確認等の周知に努める。	市広報紙、ホームページを活用し国保制度(資格異動届出、減免、制度改正等)、オンライン資格確認等の周知を図る。 マイナ保険証の利用促進や資格確認書について周知を図る。 新規加入者については、国保制度周知パンフレットを窓口で配布する。 国保だよりの作成・配布により、市の国保の現状の周知を図る。
「自分の健康は自分で守る」という健康づくりの意識啓発に努める。	医師会等関係団体と連携しながら各種健康講座を開催し、健康の自己管理(セルフケア)意識の啓発に努める。

国民健康保険

(国民健康保険法)



【令和7年度予算のポイント】

第3期 岩手県国民健康保険運営方針の2年度目(令和6年度から令和11年度まで)

・納付金の算定方法を「納付金ベースに統一(※)」するため、令和7年度から令和11年度にかけて段階的に医療費の差を平準化を実施。(令和7年度の影響額: +3,443千円)

(※)「納付金ベースの統一」とは? 令和6年度までの算定方法⇒市町村ごとの医療費に応じた納付金
令和7年度以降の算定方法⇒市町村ごとの医療費の差を反映させない納付金
花巻市は医療費が少ないため、「納付金ベースに統一」により納付金が増加する。

国保税率改正

・平成30年度に税率改正を行って以来、税率を据え置き、令和元年度以降の歳入不足については花巻市国民健康保険財政調整基金を活用し補填していた。令和5年度末で基金が6億4千万円ほどとなり、現行の税率を維持することが難しいことから、令和11年度に収支がとれる課税を目標とし、毎年度の上げ幅を平準化することとし、令和7年度は1人当たり 4,900円を引き上げる。令和8年度以降の税率については、毎年検証を行い決定するもの。

【税率表】

	医療分	後期高齢者 支援金分	介護分
所得割	6.5%	2.5%	2.0%
資産割	0.0%	0.0%	0.0%
均等割	16,500 円	9,500 円	7,900 円
平等割	16,300 円	7,000 円	7,800 円
軽減率	7割・5割・2割	7割・5割・2割	7割・5割・2割
限度額	66万円	26万円	17万円

	令5決算	令6見込み	令7予算(案)
加入者数 (加入率)	17,037人 18.8%	16,346人 18.1%	15,614人 17.6%
1人当たり 医療給付費	365,042円	373,683円	391,275円
1人当たり 保険税	68,507円	69,117円	74,561円
年度末 基金残高	646,609千円	767,283千円	431,775千円

【予算の積算方法】

◎R6年度の1人当たり医療給付費に、花巻市の過去(R2~R6)の医療費の平均伸び率を乗じR7年度の1人あたり医療給付費を見込んだ。

◎さらに、R7年度の加入者(見込)数を掛け合わせて、R7年度の医療給付費を見込んだ。

◎保険税については、制度改正、所得の状況、被保険者数の減などを勘案し見込んだ。

国保特会
令7予算(案)

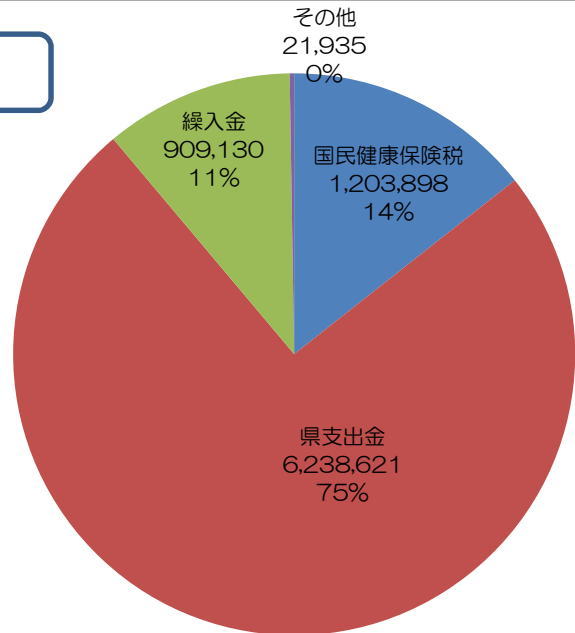
① 加入者数	15,614 人
② 医療給付費現年分	6,109,364 千円
③ 1人当たり医療給付費 ②/①	391,275 円
④ 保険税現年分	1,164,198 千円
⑤ 1人当たり保険税 ④/①	74,561 円

※H30 都道府県化に伴い、医療費総額から自己負担を除いた給付費は、県交付金で賄われる。(国・支払基金の財源は県経由で納入される)
(別途、保険料軽減分を補てんする保険基盤安定制度、財政安定化支援などの公費支援あり。)

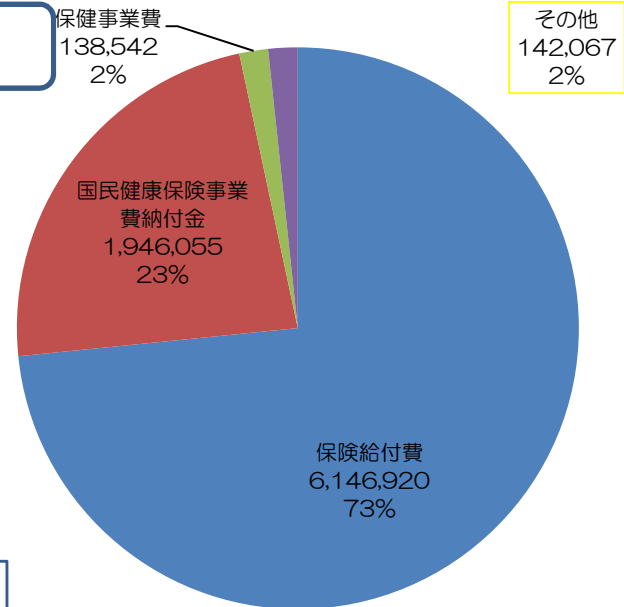
予算構成の概要（令和7年度 歳入・歳出総額8,373,584千円）

参考資料4

歳 入



歳 出



予算科目における数値
上段：予算額（単位：千円）
下段：全体に占める割合

国民健康保険税（現年度分＋滞納繰越分）
医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分で構成

県支出金
○保険給付費等交付金
・普通交付金
保険給付費等の100%相当
・特別交付金
保険者努力支援制度交付金、特別調整交付金、特定健康診査等負担金等

繰入金（法令等に基づく一般会計からの繰入、財政調整基金からの繰入）
国保税の法定軽減分や出産育児一時金の2/3、事務費分などがある

保険給付費
医療機関等を受診した際にかかる医療費のうち、被保険者が支払う自己負担分を除いた額

国民健康保険事業費納付金
県が医療給付費等の見込みを立てた上で、公費等で賄われる部分を除いた額を市町村ごとに決定する。
市町村は県の示す標準保険税率を参考に保険税率を定め賦課・徴収し、県に納金を納める。
県は市町村が行う療養の給付等に要する費用を、全額市町村に保険給付費等交付金として支払う。

保健事業費
特定健康診査・保健指導の他、医療費を抑制するための保健事業に要する費用